

平成31年労第121号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年1月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成21年4月1日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成28年4月1日、C所在の会社D部（以下「転勤前事業場」という。）からE所在の会社F部（以下「転勤後事業場」という。）へ転勤となり、転勤後事業場において、医療器具のリースに関する医療機関への営業等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、転勤後事業場の非常階段踊り場で縊死しているのを発見された。死体検案書には、「直接死因：縊頸、死因の種類：自殺」と記載されている。請求人によると、被災者は、転勤前事業場から転勤後事業場への配置転換（以下「配転」という。）及び同配転に伴う仕事内容・仕事量の大きな変化等により精神障害を発病し、自死に至ったという。
- 3 本件は、請求人が、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月14日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の発病時期と病名については、決定書理由に説示するとおり、被災者は、平成28年7月中旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

なお、請求人は、被災者の発病時期に関連して、被災者の発病が被災者の自死した日の前日である同年〇月〇日とした労働時間集計表を作成している。しかしながら、審査官の上記判断の基礎となった意見書の発病時期の判断は、請求人が、聴取書の中で、「①被災者は、平成28年7月中旬頃に、仕事のストレスで家族に当たってしまったことを請求人に対して謝罪した。②被災者は、同月15日に、被災者に万が一のことがあって口座が凍結されたときに対応できるようにと、請求人に対し現金を渡した。③被災者は、同月19日、被災者の家族に業務上の悩みについて1時間程度の電話をした。④被災者は、同月終わり頃より前から、自殺に関する検索を行っていることが判明した。」旨を述べているように、被災者が、同年7月中旬頃から自責の念や将来への悲観、自殺念慮といった精神症状を顕著に有するに至ったことを示唆する申述を踏まえて行われていることが認められる。また、請求人の申述を裏付ける資料も存在することに照らせば、本件疾病の発病日は同年7月中旬頃とするのが妥当であることから、発病日を同年〇月〇日であるとする請求人の主張は採用することができない。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷によ

る精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、次のとおり主張するので、以下、認定基準に基づき検討する。

ア 転居を伴う転勤による心理的負荷について

被災者は、平成28年4月1日、転勤前事業場から転勤後事業場へ異動となった。

転勤前事業場と転勤後事業場の業務内容の違いについて、Gは、「転勤後事業場は他の部署と基本的なことは変わらない。」旨を述べ、Hも同旨を述べるものの、Iは、「転勤前事業場と転勤後事業場とでは、専門分野が異なり、仕事のやり方が違い、ストレスもある。被災者と同様、転勤後事業場に異動してきた他の社員も、慣れないのでしんどいと口にしてている。」旨を述べ、Jは、「被災者はシステムに不慣れなところがあったかもしれないが、劇的に業務が変化したような認識ではなかったと思う。受け止め方によっては、劇的に感じる人もいるかもしれない。」旨を述べ、Kは、「事業場は、大口案件であれば億単位、小口案件では数十万単位の案件がある。」旨を述べ、Lは、「事業場で取り扱う入札のときはルールがあるので気を付けないといけないところは確かにある。」旨を述べ、Mは、「事業場は、医療業界に特化した部署であり、仕事のやり方は、相手や、物品、タイムスケジュールは変わると思うが、他の部署と極端に仕事内容が変わったようには思わない。」旨を述べている。

これらの会社関係者の申述を総合すると、被災者の転勤後の業務は必ずしも容易に対応できるものとはできないが、業務遂行に著しく困難を伴うものともいうことはできないから、被災者に生じた出来事は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「転勤をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

イ 仕事内容・仕事量の（大きな）変化による心理的負荷について

(ア) 被災者の労働時間

被災者の発病時期については、前記(1)のとおりであり、被災者の発病時期が被災者の自死した日の前日である〇年〇月〇日であることを前提

とする労働時間集計表は、その前提において失当である。

被災者の休憩時間について、Jは、「少なくとも30分から40分の休憩を取ることはできていた。」旨を述べていることから、請求人主張の労働時間集計表を採用することはできない。

被災者の始業時刻については、被災者が、所定始業時刻である午前9時より早く出勤していたことは確かに推認することができるものの、G及びNは、「被災者が出勤後、始業時刻である午前9時まで何をしていたかは分からない。」旨を述べ、被災者が出勤後直ちに業務を行っていたことを裏付けるに足りる客観的な資料はないから、被災者が所定始業時刻の午前9時以前の出勤時刻から直ちに業務を行っていたことを前提とする労働時間集計表も採用することはできない。

これに対して、監督署長の労働時間の認定は、請求人が挙げる種々の資料を精査し、会社関係者等の申述、メール記録と実際の労働との関連を慎重に吟味して、被災者の労働時間を算定しており、監督署長の労働時間の認定は妥当といえることができる。

(イ) 仕事内容・仕事量の（大きな）変化

前記（ア）を踏まえ、被災者の転勤後の仕事内容・仕事量の変化についてみると、被災者が転勤する前後において、時間外労働時間数がおおむね20時間以上増加し、1月当たりおおむね45時間以上となったということとはできず、被災者に生じた出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ 業績不振の心理的負荷について

請求人は、業績の不振が大きな重圧となっていた旨主張するが、同主張を裏付ける明確かつ的確な資料はなく、同主張に係る出来事を心理的負荷の対象とすることはできない。

(4) 以上に検討したところによれば、請求人が業務による心理的負荷をもたらしたと主張する出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が1つであるが、仕事内容・仕事量の変化については、転居を伴う転勤をしたことに関連して生じているので、転居を伴う転勤という出来事後の

状況とみて、被災者に生じた出来事の心理的負荷の全体評価をすると「中」というべきであるから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということはできない。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。

令和2年2月5日